

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第7項に規定する退職手当の額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第27号

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第7項に規定する退職手当の額を定める規則を廃止する規則

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第7項に規定する退職手当の額を定める規則（昭和59年香川県規則第66号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。